

次世代産業マッチング支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名

次世代産業マッチング支援業務

2. 事業目的

新事業への参入や課題解決のニーズを持つ企業や製品・技術・ノウハウ等を持つ企業と、補完関係や相乗効果が見込まれる企業とのマッチングにより、オープンイノベーションを促進し、成長が見込まれる次世代産業分野(グリーン・環境、ヘルスケア)へ向けた新製品や新サービスの開発につなげることで、本県の地域活性化へ寄与することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日～令和7年3月31日

4. 委託事業内容

(1) マッチング会の企画・運営

県内企業間のマッチングによる新事業の創出等を目的とした「次世代産業分野マッチング会」の企画・運営。

- ・ マッチング会の企画・運営にあたり、受託者は企画内容、テーマ選定及び参加候補企業等について、県と十分に連携・調整を図ること。
- ・ マッチング会は、原則対面により開催すること。
- ・ マッチング会は、合計で5回以上開催すること。
- ・ マッチング会のテーマは、全4テーマとし、各テーマ1～2回開催すること。
- ・ マッチング会のテーマは、県が指定する2分野(グリーン・環境、ヘルスケア)から選定すること。(2分野内での重複を可とする。選定されない分野が生じることを妨げない。)
- ・ マッチング会のテーマは、受託者の提案競技内容を含め、県と協議して選定すること。
- ・ 1回目のマッチング会は、参加企業の新事業創出に向けた機運醸成を目的とし、2回目のマッチング会は、新事業創出に向けた確度向上を目的とすること。
- ・ 1回目のマッチング会は、県内企業3～5社が参加して開催すること。
- ・ 2回目のマッチング会は、1回目のマッチング会の開催状況に応じて企業を選定した上、開催すること。(2回目のマッチング会は、県内企業の参加数に制限を設けない。)
- ・ 2回目のマッチング会の開催後、受託者は県に対し、参加企業に対する必要なアフターフォロー等の情報・状況を遅滞なく報告すること。
- ・ 県外企業がマッチング会へ参加する場合、事前に県へ報告し承諾を得ること。
- ・ 受託者は、県と協力して参加候補企業の選出を行うとともに、参加候補企業に対するマッチング会への参加打診、日程調整等の連絡・調整を行うこと。
- ・ マッチング会に関する会場手配、議題の整理、配布資料及び参加者アンケート等の準備を含

め、当日の運営・ファシリテート、記録・報告資料の作成を行うこと。

(2) 独自企画提案業務

その他、県内企業間の連携による新事業創出等を促進するための有効な取組で、提案競技において受託者が提案し県と調整を図った業務。

(3) 成果物

受託者は、令和7年3月31日までに、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品すること。なお、報告書には以下を含むこと。

- ・ 受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・ マッチング会の開催記録(開催概要、配布資料、チラシ等、当日の様子が分かる写真、参加者アンケート等の集計結果 等)
- ・ その他、本業務を通じて作成した成果物

5. その他

(1) 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している下記の次世代産業分野に係る事業の取組経緯を踏まえること。

※ しまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/next-openinnovation.html>

(2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。

(3) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。

(4) 本委託業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。

(5) 各種イベントの企画・実施の方針検討や事業の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。

(6) 本事業に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担すること。

(7) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(9) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。

(10) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。

(11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施

できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。

(12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。

(13) その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。